

# 横浜薬科大学 体育館使用規程

(目的)

**第1条** この規程は、体育館を清潔に保ち、その施設、備品等を完全な状態で使用するためにこれを定める。

(使用者)

**第2条** 体育館が使用できる者は、本学に所属する学生および職員とする。ただし、体育館運営委員会（以下「運営委員会」という。）が特に許可した者はこの限りでない。

(使用の届出)

**第3条** 体育館は使用に先立ち、所定の用紙を用いて運営委員会に願い出なければならない。手続きについては次のとおりとする。ただし運営委員会がとくに許可した場合はこの限りでない。

- (1) 式典、行事、正課の体育および課外活動については、新年度の計画を前年度末まで。
- (2) 一般学生および職員の使用については、10日前まで。
- (3) 本学が主催または主管するスポーツの対外試合については10日前まで。

(開館および閉館時刻)

**第4条** 体育館の開館および閉館時刻は、次のとおりとする。ただし運営委員会がとくに許可した場合は、この限りでない。

- (1) 平日……開館：午後11時、閉館：午後7時
- (2) 土曜日……開館：午前11時、閉館：午後5時

(休館日)

**第5条** 体育館の休館は、次のとおりとする。ただし運営委員会がとくに許可した場合はこの限りでない。

- (1) 日曜および祝祭日
- (2) その他、必要と認めた期間

(放送設備の利用)

**第6条** 体育館内における放送設備の利用については、別に定める取扱基準による。

(課外活動の部室の禁止)

**第7条** 体育館内には、課外活動の部室は一切認めない。

(遵守事項)

**第8条** 体育館の利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に清潔、整頓に心がけること。
- (2) 許可なく改装しないこと。
- (3) 無断で備品の位置を移動しないこと。
- (4) 体育館シューズをしようするものとし、下足またはスパイクで出入りしないこと。
- (5) 掲示は所定の手続きを経て掲示板に掲示すること。
- (6) 体育館内に宿泊しないこと。
- (7) 体育館内においては、飲酒しないこと。

(使用の停止)

**第9条** 体育館の使用規程に反する場合は、その使用を停止させる。

(施設および備品の破損)

**第10条** 体育館の施設および備品を破損した場合は、直ちに運営委員会に届け出なければならない。

(備品等破損の弁償)

**第11条** 体育館の施設および備品を故意又は重大な過失により破損した場合は、相当代価を弁償しなければならない。

(改 廢)

**第12条** この規程の改廢は、運営委員会の意見を聴いて、学長が行なう。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。